

# 渡日等留学生支援に係る奨学金の支給について

## ～2023年度前期奨学生募集のご案内～

渡日等留学生支援に係る公益財団法人ひろしま国際センター(以下「センター」という。)及び広島県留學生活躍支援センター(以下「活躍支援センター」という。)による奨学金(以下「奨学金」という。)の支給について、2023年度前期奨学生を次の要領で募集します。

### 1 応募資格

次の(1)～(7)すべてに該当する者

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 県内の大学、大学院、短期大学又は高等専門学校(4年次以上及び専攻科)に在籍する私費外国人留學生のうち、この奨学金の支給年度内において、渡日又は広島県外から広島県に転入により入学した者で、学業優秀で、法令や社会規範を遵守している者
- (3) 国際理解及び地域社会との交流に関心を持ち、地域交流事業に積極的に参加し、広島県の伝統、文化、産業等の理解に努める意思のある者
- (4) 「広島で学び、暮らすことに積極的な意義を見出したい」、「自分の生活している広島県内の地域との結びつきを強めたい」と望む者
- (5) 勉学生活を行なう上で経済的援助を必要とすると認められ、社会通念上高額な仕送りがなく、かつ他の奨学金またはこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (6) 企業等との交流活動等について支障のない日本語、英語でのコミュニケーション能力を有する者
- (7) 2023年4月末日現在で在籍の者、1年間以上在籍予定である者

### 2 奨学金の支給について

#### (1) 奨学金の性格

奨学金は返還の義務を伴いません。但し、本案内「6 奨学金支給決定の取消しについて」に該当する場合はこの限りではありません。

#### (2) 募集人員

9名 (センター奨学金 4名 及び 活躍支援センター奨学金 5名)

#### (3) 支給金額

180,000円

#### (4) 支給時期

2023年7月26日

#### (5) 支給方法

奨学生の指定する銀行口座(本人名義)への振込

### 3 応募に必要な提出書類

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 渡日等支援奨学金申請書(紙)                | 1通 |
| (2) 渡日等支援奨学金申請書及び同付属資料(エクセルデータ)   | 1式 |
| (3) 指導教官の推薦書                      | 1通 |
| (4) 入学前に在籍した学校における成績証明書又はそれに代わるもの | 1通 |
| (5) 応募者の現住所、氏名を記入した封筒(返信用)        | 1通 |
| (封筒サイズ:長形3号 120mm×235mm, 94円切手貼付) |    |

#### 4 申込受付と締切日

応募者は、上記3(1)から(5)の提出書類を取り揃え、必ず所属する大学等の窓口を通じて申し込んでください。各大学等は応募者を取りまとめ、優先順位を付して、下記締切日までに、センター(活躍支援センター)まで持参するか又は書留郵便で郵送してください。(エクセルデータは記録メディアに入れて併せて提出するか、別に電子メール(要パスワード)で下記アドレスまで送信してください。)

なお、提出された書類は一切返却しません。

- (1) 奨学金申請書提出締切日 **2023年5月12日(金)必着**
- (2) 受付・問合せ先

公益財団法人ひろしま国際センター交流部交流推進課(広島県留学生活躍支援センター) (担当)岡本  
〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階  
TEL:082-541-3777 FAX:082-243-2001 電子メール:hic18@hiroshima-ic.or.jp

#### 5 選考

- (1) 選考はセンター内に設置された選考委員会が行う書類選考とします。
- (2) 選考の結果は、**2023年6月20日(火)**頃までに応募者本人及び各大学等へ文書で通知します。  
(結果及び選考方法の問い合わせ等には一切応じません。)
- (3) 選考された応募者は、速やかに所定の誓約書を提出して頂きます。

#### 6 奨学金支給決定の取消しについて

奨学金の支給が決定した後でも、次の(1)から(5)に掲げる場合に該当すると認められたときは、その決定を取り消すことがあります。ただし、次の(2)から(4)までの適用については、現在籍の大学等入学後1年のうちに、(2)から(4)までの場合に該当することとなったときに限ります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 応募資格の要件に該当しなくなった場合
- (3) 学業成績または素行が不良である場合
- (4) 病気その他の理由により留学の目的が達せられなくなった場合
- (5) 奨学金決定通知書授与式に病気等正当な理由なしに欠席した場合

#### 7 その他(支給要件等)

- (1) 奨学生に決定された留学生は、活躍支援センターが実施する事業その他センターが企画する自国紹介等の交流事業等に積極的に参加・協力すること。
- (2) 奨学生に決定された留学生は、センター(活躍支援センター)へ進路調査票等を締切日までに必ず提出すること。
- (3) 奨学生に決定された留学生は、**7月24日(月)**に開催を予定している奨学金決定通知書授与式・交流会に必ず出席すること。
- (4) 奨学生に決定された留学生は、活躍支援センターの事業に積極的に参加すること。なお、連絡先メールアドレスに、活躍支援センターから主催行事等の案内(メールマガジン)を送信しますので、御了承ください。
- (5) 奨学生に決定された留学生は、奨学金支給期間の終了後も、センターの行う進路調査等に誠実に対応するとともに、各種の交流活動に積極的に参加すること。